

岩手県告示第278号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき宮古市から受けた宮古市災害弔慰金等審査会の委員の任命及び平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波に係る宮古市災害弔慰金等審査会の運営に関する事務の委託を令和3年3月31日をもって廃止した。

令和3年4月2日

岩手県知事 達 増 拓 也